

つくば市建築物の敷地制限条例

平成15年3月28日条例第19号

改正 平成17年9月27日条例第38号

平成22年12月27日条例第34号

平成30年3月23日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第50条の規定に基づき、筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）第2条第3項に規定する研究学園地区のうち第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域として指定された地域における建築物の敷地の制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(建築物の敷地の規模)

第2条 前条に規定する地域（つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年つくば市条例第13号）第6条第1項の規定により、敷地面積の最低限度を定めた地区整備計画区域（以下「地区整備計画区域」という。）を除く。）においては、建築物（巡査派出所、公衆電話所その他の公益上必要な建築物で規則で定めるものを除く。）の敷地面積は、165平方メートル以上でなければならない。ただし、市長が特に適正な都市環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(適用除外)

第3条 前条の規定は、旧茨城県筑波研究学園都市における建築物の敷地の制限に関する条例（昭和55年茨城県条例第47号。以下「県条例」という。）の施行の際

現に建築物（工事中のものを含む。）の敷地として使用されていた土地で同条の規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。

2 前条の規定は、県条例第6条第2項の規定により知事に届け出た土地についてその全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。

3 前条の規定は、県条例の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地（前項の土地を除く。）についてその全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。

4 前3項の規定は、当該土地が前条本文の規定に適合する敷地として使用されるに至った場合は、適用しない。

（適用除外の敷地の認定）

第4条 第1条に規定する地域（地区整備計画区域を除く。）において法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、当該申請に係る建築物の敷地として使用しようとする土地の使用が前条第1項から第3項までに規定する場合に該当するときは、あらかじめ、当該土地の区域について、申請書を提出し、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定は、法第6条の2の規定により確認を受けようとする者及び法第18条第2項の規定により建築物の建築等に関する計画の通知をしようとする者について準用する。

（敷地台帳及び敷地図）

第5条 市長は、第2条ただし書の規定により許可し、及び前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定した土地の区域を明らかにするため、敷地台帳及び敷地図を作成するものとする。

（敷地台帳及び敷地図の閲覧）

第6条 市長は、敷地台帳及び敷地図について閲覧の請求があった場合は、これを

閲覧させなければならない。

(許可等の取消し)

第7条 市長は、不正な手段により第2条ただし書の規定による許可又は第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた者に対して当該許可又は認定を取り消すことができる。

(建築物の敷地が地域の内外にわたる場合の措置)

第7条の2 建築物の敷地が第1条に規定する地域（地区整備計画区域を除く。）の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該地域に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用し、その敷地の過半が当該地域の外に属するときは、その敷地の全部について、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第2条の規定に違反して建築物を建築した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に県条例の規定によりした認定その他の処分又は申請その他の手続は、この条例の相当規定によりした認定その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

附 則（平成17年条例第38号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第14号）

この条例は、平成30年5月1日から施行する。